第 九 十 九号 議 案

東 京 都障 害 福 祉 サ] ビ ス 事 業 0) 設 備 及び 運 営 0 基 準 13 関 す る条例 0) 部 を 改 正する 条

右 0) 議 案 を 提 出 す る。

令 和 七年二月十 九 H

出 者 東 京 都 知 事 小 池

提

百 合 子

東 京 都 障 害 福 祉 サ 1 ビ ス 事 業 0 設 備 及び 運 営 0 基 準 K 関 す る条例 0) 部 を 改 正す る 条例

東 京 都 障 害 福 祉 サ] ビ ス 事 業 0) 設 備 及 び 運 営 0) 基 準 13 関 す る 条 例 平 成 +几 年 東京 都 条例 第百三十 Ŧī. 号) 0 部 を 次 0 ょ

第 匹 + 兀 条第四

項ただし

書中

栄養士」

0)

下に

又は管理栄養士」

を

加

える

附

則

うに

改正

す

る。

ح 0) 条例 は 令 和 七 年 兀 月 Н か 5 施 行 す る。

提 案 理 由

障 害者 0) H 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を総 合的 13 支援 す るた め 0) 法 律 13 基 づ < 指 定 障 害 福 祉 サ] ビ ス 0) 事 業 等 0) 人 員、 設 備 及 び 運

営に 関 する 基準 及 び 障 害 者 0) \exists 常 生 活 及び 社 会 生 活を総 合 的 13 支援するため 0) 法 律に 基 づ \langle 障 害 福 祉 サ] ビ ス 事 業 0) 設 備 及び

生 運 営に 活 を総 関 す 合 る基 的 に支援 準 0) するた 部 を め 改 正 0) 法 す 律に基づく障 る 命令 令 和 六 害 福 年 祉 内 サ 閣 1 府 ビ ス 厚 事 生 業の設 労 働省 備 令第二十 及び運営に 号) 関 0 でする基 施 行 K 準 ょ る障 平 害 成 者 + 凣 0) 年 \mathbb{H} 厚 常 生 生 一労働 活 及 省 び 令 社 会

百 七 + - 四号) 0) 改 正に伴 1 規定を整備する必要がある。

第 九 + 九 号 議 案 す東 る京 条都例障 害福祉 サ 1 ビ ス 事 業の 設 備 及び 運営の 基 準 13 関する条例 0 部 を改正